

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年1月

八潮市

★★★★ 目 次 ★★★★★

第 1 農業経営基盤の強化に促進に関する目標	・・・P1
1 地域の概要	
2 農業の動向と課題	
3 経営目標	
4 農業経営基盤強化方策	
5 推進方法	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・P3
第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・P6
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	・・・P6
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	
第 5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	・・・P7
1 利用権設定等促進事業に関する事項	
2 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
3 農作業の受委託のあっせんの促進に関する事項	
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
5 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事項	
第 6 その他	
別紙 1 (第 5 の 1 の (1) ⑤関係)	・・・P17
別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)	・・・P18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域の概要

八潮市は、埼玉県の南東部の北足立台地と野田台地の間にあり、東に中川と西に綾瀬川に挟まれた自然堤防と後背湿地からなる平坦な地形で、東京都心から15kmに位置し、首都東京への食糧供給基地として稲作と野菜を主体とした農業生産が行われてきた。

しかし、地理的立地上、昭和30年代から都市化が進み、昭和47年1月15日市政施行以来、昭和60年首都高速足立・三郷線、平成4年東京外環自動車道路の開通、平成17年つくばエクスプレスの開通及び八潮駅開業に伴う八潮南部地区の土地区画整理事業の進展等により耕地面積が減少したこと等から農地を高度に利用できる、小松菜等の軟弱野菜や枝豆等の施設栽培へと転換が図られてきた。

この様に本市の農業の形態は、都市型農業に変化しており、東京に隣接した立地環境を活かし、企業的経営感覚をもった農業後継者の育成と効率的で付加価値の高い農業経営を積極的に推進し、環境にやさしい農業生産技術の導入や消費者の安心を確保するトレーサビリティ・システムの向上、農商工連携による6次産業化の開発や販路の拡大など流通面の対策を行い、農地の有効利用と緑地空間が維持できる都市型農業を展開していく。

また、中川周辺地区において「人・農地プラン」を実質化することにより、農地利用集積の推進を図り、農地の有効利用を促進する。

2 農業の動向と課題

八潮市の農業構造は都市化の進展が著しいため、農地のかい廃や農業の兼業化が進むとともに、農地の資産的保有傾向が強まっている。そのため、規模拡大を目指す農家への農地の利用集積の阻害要因となっている。このようなことから市外や県外へ進出する農業者も出て来ている。

今後は、農業者の高齢化により遊休農地となるおそれのある農地を担い手に集中させ、施設園芸の規模拡大や、都市近郊農業の特徴の一つである市民農園や観光農園等の体験型農業として利用し、生産と環境の調和のとれた農業を展開することが求められている。

3 経営目標

八潮市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、八潮市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり

560万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化方策

八潮市は、将来八潮市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は、農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、八潮市は、八潮市農業再生協議会と連携の下、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを進める。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対し営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

5 推進方法

八潮市は、八潮市農業再生協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下、「認定農業者」という)、又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催などを埼玉県春日部農林振興センターの協力を受けて行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

八潮市の新規就農者は殆どなく、従来からの基幹作物である米・野菜等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、八潮市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業

経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 330 人を踏まえ、八潮市においては年間 2 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

八潮市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた八潮市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者に対して農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経済の指標として、八潮市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱 野菜 基幹 従事者 2 人	(基幹作物) こまつな 延 4,000 m ² (経営規模) 低コスト耐候性 ハウス 1,000 m ²	(資本装備) 低コスト耐候性ハウス 1,000 m ² 予冷庫 2 坪 1 台等 (その他) 大型施設を高度に利用した軟 弱野菜専作の周年生産経営を 行う	・複式簿記基調の実施 による経営と家計との 分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営 管理 ・労災保険の加入	・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・農繁期におけ る臨時雇用者の 確保による過重 労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
施設軟弱 野菜 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の貸借による団地化を図り、同一地内に集積したハウスを設置する ・周年雇用を確立する ・年間を通して出荷量を確保し、高品質野菜を安定供給するため、技術平準化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の団地化により、作業効率化を図る ・IT機器を活用したハウスの管理、遠隔操作を行う ・HACCP（ハサップ）方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 ・生産履歴や生産物の硝酸、ビタミンC濃度などをインターネットにより消費者に分かりやすく情報公開する 	
露地野菜 こまつな 複合 基幹 従事者 2人	(作付面積等) こまつな 延4,000㎡ (経営規模) 2,000㎡	(資本装備) 作業場 100㎡1棟 予冷库 2坪1台等 トラクター 27ps1台 トンネル支柱打込機 1台 シーダーマルチ 1台 葉物類袋詰機 1台 野菜(葉物)洗浄機 1台 ハンマーナイフモア 1台等 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・排水規模の良い基盤整備畑を利用し輪作体系を組み立てる ・作業機械は個人で利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・ほ場を団地化し、作業効率化を図る ・生産履歴を記帳しトレーサビリティシステムを導入する ・HACCP（ハサップ）方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う
都市観光 農業	(作付面積等) さつまいも 1,000㎡	(資本装備) <ul style="list-style-type: none"> ・販売所 30㎡1棟 ・トイレ 6㎡1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
都市観光 農業 (続き) 基幹 従事者 2人	じゃがいも 1,000㎡ えだまめ 2,000㎡ スイートコーン 2,000㎡ 貸農園 3,000㎡ (経営規模) 普通畑 5,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 120㎡1カ所 ・トラクター 20ps 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 等(その他) <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・都市地域で地域住民と共生できる露地野菜畑を活用する ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を行う ・栽培履歴の記録により、安全・安心な野菜を安定的に提供 ・農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は収穫体験、土産販売とする ・八潮市商工会、八潮市観光協会、八潮市との連携を強化し、多様な方策により消費者と接点を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

なお、八潮市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な営農の類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農の類型に準ずるものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

シェアの目標	備考
20%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については、耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

八潮市の北部八條地区においては、市街化調整区域が大部分で野菜、水稲との複合経営が行われているが、未整備圃場が多く生産性も低く水稲作は減少傾向にある。また、兼業化が進み後継者が減少している。

一方、南東部潮止地区は、以前から中川の河川敷の畑地が優良な農地であり露地野菜栽培が盛んに行われていたが近年、都市化の進展から堤内農地の減少により集約性の高い施設栽培が主体となった経営が行われている。また、農業者の高齢化が進んでおり後継者も不足している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

ア 農地の都市的等利用の推進

都市地域の農地は食糧生産機能にかぎらずその多面的機能は緑地やオープンスペース等として重要な都市機能の一部となっている。このため、八潮市農業再生協議会が中心となって低生産性農地等を担い手に集中させ、施設園芸の規模拡大や都市的農地利用として市民農園や観光農園として利用し、積極的な保全を図っていく。

イ 農用地の耕作環境の向上

都市化の進展などにより農業用排水路の通水不良や水質悪化などの機能低下が進行しているため、八条用水路の支線水路や中川堤外地等を中心に農業用排水路を整備し生産性の向上に努め担い手への利用集積を円滑化する。

(3) 関係団体との連携

八潮市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため関係各課、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合及び関係土地改良区が連携を図る。

(4) 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例との連携

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例との連携により本市の農業を生かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地所有者及び市民等の協力を得て、農地の耕作、及び管理等を市民等の参加と協力により行う制度の普及と啓発を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

八潮市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、都市と共存する都市型農業の特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八潮市は、農業経営基盤強化促進事業として次の事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑤その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

なお、①利用権設定等促進事業については、八潮市における中川周辺地区を対象として、農地の面的な集積が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229

号) 第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。) が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合には、これらの

者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による利用権の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア 耕作の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

イ 八潮市への確約書の提出や八潮市との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農作業の受委託の場合の損益算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 八潮市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 八潮市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 八潮市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 八潮市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 八潮市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、八潮市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② さいかつ農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 関係土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 八潮市は、(5)の①の規定による八潮市農業委員会からの要請があった場合に

は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 八潮市は、(5)の②の規定によるさいかつ農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 八潮市は、(5)の③の規定による関係土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ④ ①、②及び③に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、八潮市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ⑤ 八潮市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

八潮市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

八潮市は、八潮市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による八潮市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を八潮市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

八潮市が(9)の公告をした時は、その公告にかかる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定された(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

八潮市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等にかかる土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 八潮市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 八潮市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、八潮市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 八潮市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を八潮市の掲示場への掲示により公告する。

④ 八潮市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

八潮市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備し、農業経営の改善を図る。

3 農作業の受委託のあっせんの促進に関する事項

八潮市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア さいかつ農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業の受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農希望者に対する情報提供

就農希望者に対し、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいかつ農業協同組合等と連携しながら、就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じた情報提供を行う。

イ 技術習得のための支援

就農希望者に対し、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会及びさいか

つ農業協同組合等と連携し、農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、埼玉県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については、埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、埼玉県春日部農林振興センター及びさいかつ農業協同組合等、農地の確保については八潮市農業委員会等、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

5 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

八潮市は、地域の農業の振興に関する施策にあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

八潮市は、埼玉県春日部農林振興センター、八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合、関係土地改良区及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 八潮市農業委員会等の協力

八潮市農業委員会、さいかつ農業協同組合及び関係土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、八潮市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八潮市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事

項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、令和4年1月17日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合は、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る）又は農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）

- ・・・対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第5の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための
 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の
 設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により八潮市農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき八潮市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作日等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

様式第7号

開発事業計画書

年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称及び代表者氏名）

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通知）別紙9の第1の3の規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	土地の所有者 使用収益権者	農用地利用集積計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別	
			登記簿	現況							
計 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ² 、その他 m ²)											
2 開発事業計画	(1) 用途										
	(2) 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		対価の支払方法等	
				設定・移転							
	(3) 開発の時期及び計画の概要	工事計画		第1期（着工年月日から年月日まで）				第2期		合計	
		土地造成	所要面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ²	盛土 m ²	地盤、土質の状況			
土留及び法面処理の方法											
建築物等	所要面積	m ²	建築面積	m ²		建築物等の規模及び構造					
3 被害防除措置の概要											
4 資金計画及びその調達計画											
5 その他参考となるべき事項											

(記載事項)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面(縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度)
- (3) その他参考となるべき書類

＜参考＞

農業経営基盤強化促進法（抜粋）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

- 第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
 - 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 - 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 - 四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 五 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- 3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。
- 4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
 - 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 - 四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - 五 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項
 - イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - (2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法
 - (3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法
 - ロ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - ハ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - ニ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - ホ その他農林水産省令で定める事項
- 3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

- 6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十三条の二第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた農業経営改善計画に基づき農業経営を営み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣）に当該基本構想の写しを送付しなければならない。